

# 岐阜県人権施策推進指針(第三次改定版)の概要(案)

## 【第1章 指針改定の趣旨】

○最近の人権を取り巻く状況により、「よく生き合う力」をはぐくむことのできる人権教育・人権啓発の推進がより求められている。

- ・障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の施行
- ・学校等におけるいじめ問題、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、長時間労働と職場におけるハラスメント、インターネット、特にスマートフォンの急速な普及に伴う匿名性を利用した人権侵害などの発生
- ・災害時に顕在化する女性、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に対する人権侵害や被災者に対するいまだに続く誹謗・中傷等のいじめの発生

○県民の意見を反映して、これまでの取り組みを踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、人権課題に対応する。

○平成30年度からの岐阜県の目指すべき人権施策のあり方について方向性を示す。

## 【第2章 基本的な考え方】

### I 基本理念

「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進する。

- 1 テーマ 「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」
- 2 重点対策
  - (1) 「よく生き合う力」をはぐくむことのできる人権教育・人権啓発の推進
  - (2) 市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進
  - (3) 人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証

### II 指針の位置づけ

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務
- 国、市町村、関係機関と連携して、より総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進
- 分野別施策について、新たな人権課題を含むさまざまな問題に対応した施策を推進

### Ⅲ 本県の人権施策の推進体制

- 外部組織からの意見聴取： 「岐阜県人権懇話会」  
「岐阜県地方改善促進審議会」
- 内部組織での人権施策の実施： 「岐阜県人権施策推進連絡協議会」
- 人権啓発事業の推進： 「岐阜県人権啓発センター」
- 国等との連携による人権啓発活動の実施： 「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」
- 教育における取り組み： 「岐阜県人権教育基本方針」  
「岐阜県人権教育協議会」

### Ⅳ 指針の推進期間

平成30年度～平成34年度の5年間

## 【第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進】

### I 人権教育・人権啓発の推進

#### 1 人権教育

- ・学校教育、社会教育・生涯学習、家庭教育を通じた人権教育の推進

##### (1) 学校教育

- ・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき人権教育を推進し、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの取り組み
- ・人権教育における行動力の育成を図るための取り組み（「ひびきあい活動」）の継続実施、家庭・地域と連携した人権教育の推進

##### (2) 社会教育・生涯学習

- ・社会教育施設や地域の団体や企業と相互連携・協力し、効果的な事業の推進

##### (3) 家庭教育

- ・家庭教育において、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習環境等の充実
- ・市町村、地域住民、学校等その他の関係者と連携した取り組み

#### 2 人権啓発

- ・県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるような人権啓発の推進

##### (1) 県民への啓発

- ・人権啓発手法の創意工夫による啓発活動の推進  
（「ちょっといい話」、公共施設や大規模商業施設での人権啓発展等の実施）
- ・岐阜県人権啓発センターによる情報の収集・提供、研修（出前講座）等、人権啓発の充実

##### (2) 企業等への啓発

- ・従業員に対する計画的・継続的な研修会の実施や講師派遣等の支援
- ・公正な採用選考の確立と就職の機会均等を促進するため、関係機関と連携した啓発活動の推進

### 3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

- ・人権にかかわりの深い分野に従事している人は、個人情報保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があるため、関係機関における研修等の取り組みを積極的に推進

(1)行政職員、(2)教職員、(3)警察職員、(4)消防職員、(5)医療・福祉関係職員、(6)マスメディア関係者

### 4 情報の収集・提供の推進

- ・国・都道府県・各種関係機関から人権に関する情報収集、情報の共有とHPや広報紙の発行等効果ある情報提供の推進

## II 相談体制の充実強化

- ・相談体制の充実強化
- ・相談機関の周知

## III 県民、関係機関等との連携

### 1 県民との協働

- ・県民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要であるため、より多くの県民が人権問題を身近な問題としてとらえることができるよう、人権啓発手法を創意工夫した人権教育・人権啓発の推進
- ・県民の意見・提案を整理・分析し、今後の施策に反映
- ・国、市町村、関係団体、学校やその地域などと一体となった推進をするため、研修の機会を提供して各方面への協力を積極的に働きかけるなど、ネットワークの充実

### 2 専門家、各種団体等との連携

- ・「岐阜県人権懇話会」と施策推進の検討、「岐阜県人権啓発ネットワーク協議会」との協力体制の強化、「岐阜県人権教育協議会」との連携 など

### 3 国・市町村との連携

- ・国、市町村との連携を強化し、インターネットによる人権侵害事案など、様々な人権問題に速やかに対応
- ・市町村が実施する取り組みへの支援等の実施（市町村啓発活動の周知協力、県内の相談機関の状況をHPに公表）

### 4 庁内の連携

- ・人権施策推進のため、「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において連携・協力、個別の人権課題への迅速な対応
- ・「岐阜県人権啓発センター」の活用促進

## IV マスメディア等の活用

- テレビ、ラジオ、新聞等を活用した人権教育・人権啓発の推進
- HPや啓発用パンフレット等の効果的な活用による人権啓発活動の推進

## V 進行管理及び見直し

- 定期的な進捗状況の把握、施策推進への反映
- 推進期間中の検証の実施、県民の意見、県民意識のデータ収集等による施策の見直し

## 【第4章 分野別施策の推進】

- |      |  |
|------|--|
| 1 女性 | ① 人権尊重意識の確立と擁護<br>② 女性に対する暴力の根絶<br>③ 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消<br>④ 「男女共同参画」社会の更なる推進<br>⑤ 男女平等を基本とする教育・学習の充実 |
|------|--|

- |       |   |
|-------|---|
| 2 子ども | ① 子どもの人権を尊重する啓発活動<br>② 乳幼児期における子どもの人権尊重<br>③ 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進<br>④ 児童虐待等の被害者(児)への支援<br>⑤ たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進<br>⑥ 学校等におけるいじめ、体罰など暴力行為防止に向けた対応の強化 |
|-------|---|

- |       |  |
|-------|--|
| 3 高齢者 | ① 高齢者の人権を尊重する啓発活動<br>② 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進<br>③ 高齢者の社会参加の促進<br>④ 福祉のまちづくりの推進<br>⑤ 成年後見制度の適切な運用 |
|-------|--|

- |        |  |
|--------|--|
| 4 障がい者 | ① 障がい者の人権を尊重する啓発活動<br>② 障がい者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進<br>③ 障がい者の社会参加の促進<br>④ 福祉のまちづくりの推進<br>⑤ 成年後見制度の適切な運用<br>⑥ 特別支援教育の充実 |
|--------|--|

- |                  |   |
|------------------|---|
| 5 同和問題<br>(部落差別) | ① 教育・啓発の推進<br>② えせ同和行為の根絶<br>③ 隣保館活動等の促進<br>④ 公正な採用選考について |
|------------------|---|

- 6 外国人
- ① 外国人の人権を尊重する啓発活動
  - ② 多文化共生の推進
  - ③ ヘイトスピーチを許さない取り組みの推進

- 7 インターネットによる人権侵害
- ① インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進
  - ② インターネットに書き込まれた人権侵害への対応
  - ③ 安全・安心なインターネット利用の促進

- 8 感染症患者
- ① 感染症患者全般
    - ・患者や関係者等の人権に配慮した施策の啓発
    - ・個人を尊重した十分な説明と同意に基づく適切な手続きの実施
  - ② HIV感染者・エイズなど性感染症患者
    - ・偏見や差別の撤廃
    - ・性感染症の正しい知識の普及
  - ③ ハンセン病患者等
    - ・偏見や差別の撤廃
    - ・入所者への支援

- 9 刑を終えて出所した人
- ・「社会を明るくする運動」等の啓発活動の推進
  - ・罪を犯した人の社会復帰支援

- 10 犯罪被害者等
- ① 広報啓発活動
  - ② 相談体制の整備・充実
  - ③ 精神的・経済的支援

- 11 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人
- ① 正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発
  - ② 偏見・差別の解消を目指した広報・啓発

- 12 災害に伴う人権問題
- ① 災害時における要配慮者の視点を踏まえた災害被災者の人権を尊重する啓発活動
  - ② 東日本大震災被災者に対するいじめの未然防止・早期発見

- 13 その他の人権問題
- ・個人情報保護の問題について強調
  - ・労働者の人権問題
  - ・ホームレス
  - ・アイヌの人々
  - ・北朝鮮当局による拉致問題
  - ・人身取引